

鳥取県告示第391号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備）
- 2 作業期間 平成23年8月23日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町、八頭郡若桜町及び東伯郡琴浦町